

コロナショックから何を学ぶのか

CONTENTS

政策分析インタビュー

「コロナショックから何を学ぶのか」

山本 勲

慶應義塾大学商学部 教授

トピック

英国コロナウイルス雇用維持

スキームの事例調査

—早期給付の実現を主眼として—

吉本 尚史

経済社会総合研究所 研究官

経済財政政策部局の動き

世界経済の潮流2021年Ⅱについて

野下 瑛理奈

政策統括官(経済財政分析担当)付

参事官(海外担当)付

景気ウォッチャー調査からみる

新型コロナウイルス感染症の影響

佐々木 裕道

政策統括官(経済財政分析担当)付

参事官(地域担当)付

経済財政諮問会議の理念と歩み

司令塔としての

経済財政諮問会議 (1)

前川 守

流通科学研究所 副所長(元内閣府審議官)

最近のESRI研究成果より

食生活の改善が健康感の改善に寄与？

—コロナ禍における生活満足度と行動変容に関する調査研究について—

近藤 雄介

経済社会総合研究所 政策調査員

ポストコロナの経済・社会に向けての
政策課題

～「ポストコロナの経済・社会に関する国際ラウンド
テーブル」結果概要～

道家 寛之

経済社会総合研究所 研究官

ESRI国際コンファレンス2021

「イノベーション、生産性向上に向けた
企業投資」

福井 瑠璃子

経済社会総合研究所 総務部総務課

ESRI統計より

2020年度(令和2年度)国民経済計算
年次推計(ストック編)の要点

須永 泰典

経済社会総合研究所 国民経済計算部 企画調査課

併任 国民資産課

併任 国民生産課

政策分析インタビュー

「コロナショックから何を学ぶのか」

慶應義塾大学商学部 教授
山本 勲

内閣府経済社会総合研究所（以下、ESRI）は、国際共同研究「コロナ危機とポストコロナの経済社会に関する研究¹」の一環として、現段階で得られるエビデンスの蓄積を目的としたプロジェクト「コロナショックから何を学ぶか？」（以下、コロナショック研究）を行いました。

今回は、コロナショック研究について、本プロジェクトの主査である、慶應義塾大学の山本教授にお話を伺いました。

●コロナショック研究の概要

——ESRIがコロナショックの研究をする意義、役割について、先生のお考えをお聞かせください。

（山本氏）コロナ危機が起きて以降、様々な研究が経済学の中でも行われており、そうした多様な研究を集中的に議論する場、あるいは国際比較を念頭に置き政策的な知見を見据えて議論する場は意外とあまり多くないと思います。そういう場を政府の研究所がつくるということは、学術的にも非常にありがたいですし、当然ながら政策的にも様々な知見が整理され、エビデンスベーストポリシーに資するため、とても意義深いと思います。

また、研究所としてオリジナルの研究を生み出すというスタイルではなく、既存の研究成果や現在進行形の研究を持ち寄り議論するというスタイルは、コロナの影響について幅広い分野で多様な研究が進んでいる状況に適した研究プロジェクトと思います。

——本プロジェクトでは、①雇用・家計・消費、②企業、③行動変容の3つのワークショップで議論を行い、それぞれの観点からエビデンスが出てきました。これらについて、先生が興味深いと思われたものを教えてください。

（山本氏）まず、①雇用・家計・消費に関しては、コロ

ナの感染症対策、あるいは感染症の影響で人々の行動がどのように変わるか、特に人流やステイホームの行動がどう変わっていくかという研究が経済学でも進んでいるということは興味深いと思いました。

また、緊急事態宣言などの政策介入の行動変容への影響の大きさは限定的であり、日本だけでなく、海外でも同程度であるということが示されました。ただ、その一方で、人々は自らが得た情報を基に行動を変えているものの、そこにはやや過剰な行動変容や消費抑制も見られることも示されました。このことは、感染症を抑えるための人々の行動のマネジメントがいかに難しいかという問題提起になっていると感じました。

雇用面では、ショックの負の影響が一様ではなく、今回は女性や非正規雇用に強い影響が見られるなど、異質性が強く表れています。女性の中でも特に育児中の女性の雇用が負の影響を受けやすかったという研究報告もあり、女性活躍推進が進み、男女間格差が縮小傾向にあった日本のメガトレンドを、コロナがストップをかけた形になったといえます。これは、大きなショックが起きると、どこかにほころびが表れ、脆弱性が露呈してしまうと捉えることもできます。学校が急に休校になったことで女性の就業に影響が出たことは、育児負担がまだまだ女性に偏っていることを物語っています。また、非正規雇用やサービス・飲食といった業種での雇用に女性が多いことも浮き彫りになりました。ショックによって露呈した脆弱性は、今後の検証も踏まえて政策的・制度的に改善していく必要があるといえます。

また、新しいテクノロジーの普及や働き方改革によって働き方が変わるといったメガトレンドが、コロナによって促進された点も示されました。2020年春の緊急事態宣言下で急速に広がったテレワークがその契機になったといえます。ただ、どの労働者層でも一様にそれが進んだわけではありません。デジタル化によってテレワークができるようになった労働者とそうではない労働者というように、ここでも異質性が現れており、これによってレジリエンス（復元力）という側面での格差が顕現化するなど、課題点も増えてきたと思います。

次に②企業に関しては、こうした危機の状況下では、助成金や給付金、あるいは金融面での支援などが過剰になり過ぎるのではないかという懸念があると思います。特に日

¹ 本国際共同研究の詳細は、以下のページからご覧いただけます。
https://www.esri.cao.go.jp/esri/prj/int_prj/2021/prj2021_01.html

本はバブル崩壊以降にゾンビ企業が多く残ってしまった過去の苦い経験がありますので、そういったことを繰り返してしまわないかが焦点になると思います。しかし、研究報告を見ると、今のところ深刻な懸念はなさそうであることが示されていました。一方で、今回これだけ手厚い支援が政策的になされるのが分かってしまったので、将来のショックへの企業の備えが手薄になってしまうのではないかと、いわゆるモラルハザードが起きるのではないかとという指摘があったことも重要と感じました。

観光業への影響についても、日本の成長戦略として、インバウンドを増やし、観光立国になろうとする大きな流れがあった中で、コロナにより人の流れが途絶えてしまい、インバウンドに頼っていた旅館業ほど大きな打撃を受けたということも報告されていました。この結果は、今後コロナショックが去った後にどういう形で観光立国の姿をつくっていくのかということを検討する際に、貴重な判断材料になると思います。

③行動変容については、かつてから指摘されてきた、患者の過剰な受診行動といった日本の医療システムの問題点や財政規律の問題点などがコロナ下でさらに問題として露呈したことが示されました。これらの問題がコロナを契機に改善されるのか、結局そのまま放置されるのかという点は重要であり、そういった指摘が多く見られたことも興味深いと思いました。

——先生には国際共同研究の一環として行った「ポストコロナの経済社会に関する国際ラウンドテーブル」にもご参加いただきました。印象や記憶に残ったことなどをお聞かせください。

(山本氏) ラウンドテーブルの議論を聞く中で、コロナショックは世界共通であり、そこから生じた課題や影響には類似性があるだけでなく、国による違いもあることが見えてきました。例えば、米国では市場メカニズムが良い意味でも悪い意味でも機能していて、失業率がポンと跳ねたり、労働供給制約が生じて、インフレ圧力が働いたり、テキストブックに書かれているような現象が生じやすいと思われま。一方で、日本は失業よりも休業が増えたり、インフレ圧力は米国ほどはみられなかったりするなど、コロナショックの影響の出方が分かりにくい特性があるように思います。こういう異質性があるからこそ、コロナショックという世界共通のショックであっても、それぞれ

の国の制度や市場の特性を踏まえた研究を、それぞれの国のデータを用いて進めていくことが重要であることを改めて感じました。

——ESRIでは、コロナショック下での各国の政策に関する研究を進めており、特に参考になる事例として、英国のコロナ給付金制度について深掘りをしています²。

コロナ給付金制度に関しては、日本には雇用調整助成金などがありますが、英国の場合は、源泉徴収を月単位で行い、所得の状態をほぼ把握し課税ができるシステムを練り上げており、それを使って、逆に企業に対する助成もできるようになっています。

また、英国は「PAYE」というシステムを構築・活用しており、企業・事業者は給付金を申請すれば6営業日以内に助成金を受け取れます。給与はそれぞれの事業主が労働者に払いますが、口座情報など全ての情報はつながっており、給付金の流れはすぐに分かるようになっています。このシステムにより、事業主が労働者の自宅待機期間を報告すれば、その分の支給金を受け取ることが出来ます。こうした英国の仕組みや日本へのインプリケーションについて、先生のお考えをお聞かせください。

(山本氏) 日本の雇用調整助成金は、伝統的に日本が過去の不況ショックのときに使ってきた事業主に対する休業補償の制度であり、その評価や研究は既にいろいろとなされているところです。今回のコロナショックにおいても、雇用調整助成金は積極的に活用され、失業者を出さないという意味では、一定の貢献があったのは間違いないと思います。さらに、今回は、特例措置により、事業主に対しての助成だけではなく、労働者自身も申請して、休業給付金という形で助成を受けられるようにしており、かなり手厚い政策的支援が実施されたという印象です。

欧州などではドイツなどで類似の制度が活用されてきましたが、英国では事業主に対する助成金を出す政策は、比較的新しいスキームとして今回活用されたと認識しています。このため、ショックが生じたときに、失業者を出さずに休業でとどめるような事業主への助成金制度が実際にどれぐらいの効果的だったのか、将来的にどれぐらいの弊害を生み出しうるのか、といった点は、過去のリーマン・ショック時のエピソードとの比較も行いながら、研究をす

2 詳細については、「トピック「英国コロナウイルス雇用維持スキームの事例調査」」で紹介。

る価値があると思っています。

その中で、今回お示しいただいた英国のシステムの良さは、給与などの把握が既存のシステムをうまく活用している点だと思います。そのため、日本に比べれば、助成金の申請から支給までの期間が圧倒的に短く、また、不正が生じにくくなっていると思います。

コロナ下での日本の雇用調整助成金制度の課題としては、支給までの期間が遅いことや従業員が給付金の制度を知らないことがよく指摘されていました。これらの点の改善に英国のシステムは参考にできるように思います。



(山本教授)

●今後のコロナに関する研究

——先生ご自身はコロナというテーマでどういった研究を進められているのでしょうか。また、今後どういった視点でこのテーマを研究してみたいとお考えでしょうか。

(山本氏) 私は慶應大学でパネルデータ設計・解析センターのセンター長を務めています。センターでは、2004年から年1回のペースで全国の家計を追跡して調査する「日本家計パネル調査 (JHPS)」を行って、パネルデータを収集し、そのデータを用いた研究を進めたり、データの研究者への提供を行ったりしています。そうした中でコロナショックが生じたのですが、その影響をできるだけリアルタイムで捉えるために、定例調査の回答者に対する特別調査を2020年に2回、2021年に2回実施しました。

賃金や労働時間などの客観的な情報は、事後的に回顧形式で調査することもできますが、メンタルヘルスの状態や幸福感、あるいはコロナに対する認識など、主観的な項目は過去を振り返って回答してもらおうと、どうしてもバイアス(計測誤差)が大きくなってしまうため、リアルタイム

で調査していくことが大事になります。

また、コロナショックの影響を捉えるには、ショックが生じた後の状態を捉えるだけでは不十分で、ショックの前の状態との比較が大事になるため、過去から継続して追跡調査しているパネル調査が有用になります。さらに、世界共通のショックであるため、国際比較を念頭に置いたパネルデータの収集や検証の必要性も高いといえます。

こうしたことを踏まえて、私どものセンターでは、コロナショックの前と後の国際比較可能なパネルデータを構築してきました。国際比較については、家計のパネル調査を行っている11か国の研究拠点と連携し、例えばコロナに対する不安や影響、政策に対する信任の度合いなど、同様の質問項目をあえてパネル調査に組み入れることで、比較可能なものにしました。現在、その結果を用いて、日本でのコロナショックの影響を検証するとともに、国際比較も進めているところです。中でも、感染症に対する様々な規制によって、人々の行動や経済活動がどのような影響を受けたのかを国際比較する研究は、オハイオ州立大学の研究グループを中心とする世界11ヶ国の国際共同研究プロジェクトとして、米国の国立衛生研究所 (NIH) の助成を受けながら進めています。

他には、パネルデータを使った、格差への影響に関する研究プロジェクトを立ち上げようとしています。コロナによって中長期的に格差構造が変わってくる可能性があり、所得や資産の格差だけでなく、特にコロナ下で注目された柔軟な働き方、テレワークができるかとか、健康に生き生きと暮らしていけるかといったような幅広いものも含めて、多様な側面での格差が生じてきている可能性があり、それがどこで生じているのか、誰に影響が大きく出ているのかを研究しようとしています。

——興味深い研究に取り組まれているということで、私どもも非常に刺激を受けました。今後のコロナ研究について、先生のお考えをお聞かせください。

(山本氏) コロナショックが起きて、かなり早いタイミングから、学界では膨大な研究がなされており、データがない段階でもシミュレーションをしたり、様々な過去のデータを使ったり、あるいはオンライン調査を迅速に行うなど、その機動性はすばらしいと思いました。

ただ、既にそういうフェーズではなくなり、しっかりと腰を据えた研究をするフェーズになってきています。これまでの研究の蓄積を踏まえて、継続していくことが大事だと思います。また、今後、コロナショックを契機に経済構

造自体が変わる可能性があるため、それがどう変わっていくかを捉えるためにも、やはり継続して研究していく必要があると思います。

加えて、コロナショックは外生的にいろいろな変化をもたらしたため、それが一種の自然実験として機能する可能性もあり、そこから学術的な新たな知見や政策的な提言をまだまだ出せると思います。そういう意味では、新型コロナウイルスのパンデミックは決して望ましいものではないですが、いろんな研究の種、材料が提供された機会にもなったと解釈できますので、研究者としてはその機会を有効活用しない手はないと思います。

——コロナ下での政策提言などがあればお聞かせください。

(山本氏) 短期的には感染症をどう抑えるかが喫緊の課題であり、そこに対する政策介入効果というのは決して大きくないということ、かつそれが海外でも同じように大きくなく、強いロックダウンを実施している国でも、それほど人々のステイホーム行動が影響を受けるわけでもないということは、とても大きなインプリケーションだと思います。強いロックダウンは、必ずしも必要ではない、あるいは日本のマイルドな感染症対策が日本では功を奏してきたともいえます。

一方で、人々の行動変容をコントロールし切れていないという点も大事で、情報の出し方やコミュニケーションの方法などが課題になっていると思います。そこに対して経済学の知見、例えば、行動経済学のナッジを使ったアプローチを実践することなどが大事かと思います。

中長期的なところでは、医療に関する体制・システムの課題が浮き彫りになりました。日本の医療システムの課題がかねてから指摘されてきたと思いますが、コロナショックを契機に、制度設計の再検討が必要なのではないでしょうか。

——今回のような事態への経済学者の取り組みについて、こうしたらよかった、もしくはこれはよかったという点があれば教えてください。

(山本氏) 構図として、感染症の専門家はやはり感染予防のことを最優先に打ち出すわけで、それに対して経済学の専門家が経済のことを優先した提言を出し、それぞれの意見を踏まえて、政治が落とし所を決める、という構図がシンプルでわかりやすいと思います。ただ、日本の場合、感染症の専門家が経済のことも踏まえた議論をするなど、いい形での対立構造になっていないように感じます。そう

いう意味で、経済学、あるいは非感染症の専門家の政策への貢献は、必ずしも十分ではなかったのかもしれませんが。今回のことを総括して、今後の体制づくりにつなげる必要があると思います。



(桑原総括政策研究官)

——最後に、今回の主査のご経験も踏まえて、経済社会総合研究所や国際共同研究プロジェクトに対する御要望などがあれば、ご意見をいただけますでしょうか。

(山本氏) コロナショックが生じて以降、学際的な研究の重要性が高まったと思います。経済学についても、感染症や医療、健康など多分野の知見を生かした研究が増えてきていますし、経済学系の学術雑誌だけでなく、公衆衛生なども含めた学術雑誌での経済学者のパブリケーションも増えているように思います。

また、世界共通のショックということもあり、国際的な研究の重要性もやはり一層高まったと思います。コロナショックによって研究者にもオンライン化は普及したため、国際連携はむしろやりやすくなったと思います。

ESRIにもこれらの視点をぜひ強めていただき、引き続き、学際的・国際的な研究のオーガナイズや支援をしていただけることを期待します。

(聞き手：内閣府経済社会総合研究所総括政策研究官
桑原 進)

(本インタビューは、令和4年2月16日(水)に行いました。所属・役職はインタビュー当時のものです。なお、インタビューの内容は、以下のページからもご覧いただけます。

https://www.esri.cao.go.jp/jp/esri/seisaku_interview/seisaku_interview2012.html

トピック

英国コロナウイルス雇用維持スキームの事例調査—早期給付の実現を主眼として—

経済社会総合研究所 研究官
吉本 尚史

はじめに

内閣府経済社会総合研究所では、新型コロナウイルスの国際的な蔓延という危機に対し、このコロナ危機への対応および将来の類似危機に対する経済社会面での知的備えの強化及びポストコロナに向けて全世界的に変貌を遂げる経済社会の展望を目的として、令和3年度国際共同研究「コロナ危機とポストコロナの経済社会に関する研究」を実施し、その一環として、コロナ対策に対する国際比較調査を行った。

本稿はこの国際比較調査の中で、特にデジタルインフラを活用することにより短期間での給付を実現した英国の雇用維持スキームの事例を紹介する。

CJRS手続きのPAYEシステムの概要

英国のコロナウイルス雇用維持スキーム（Coronavirus Job Retention Scheme：CJRS）¹はコロナ対策法の71条および76条に基づき、雇用を維持するための企業への資金援助を目的とした制度であり、2020年3月から2021年9月まで実施された。CJRSを利用するためには、英国における源泉徴収制度であるPAYE（Pay as you earn）に登録し、かつRTI（Real Time Information）により所得の報告が行われている労働者が対象となっている。ここで労働者は正規雇用に限らずアルバイト等の臨時雇用および短期雇用者も対象となっている。

RTIは2013年のPAYEシステムの改革により導入された制度である。RTIは①事業主が雇用者の所得情報を毎月報告し、納税を行うこと、②副業などの所得データを正確に捉えること、③雇用労働省（Department of Work and Pensions）が所管する普遍的給付制度（Universal credit）等の所得保障制度をはじめとする給付制度を効率的に運用すること等を目的として導入された。より具体的には、事

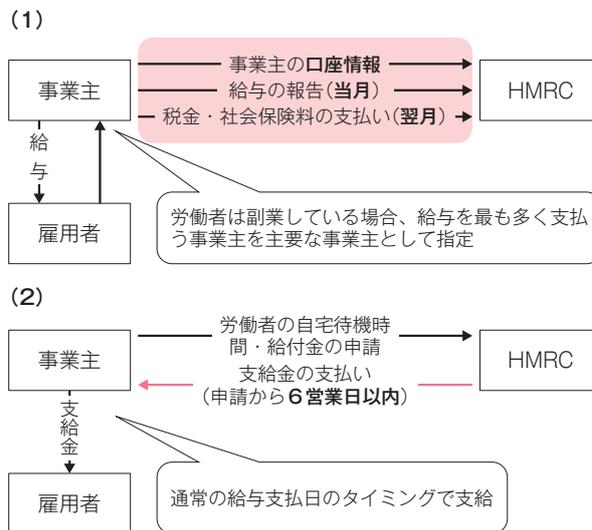
業主は労働者に対する給与支払いに対し、事前あるいは支払い時に報告を求めるものである。賃金は納税の対象でない所得も含まれており、また事業主の範囲は年金支払者も含むものとなっている。そのため、短期間の離職、就労を行うような短期・日雇い労働者に対しても高い精度で、所得・納税情報が捉えられるようになっており、副業についても正確にその実態を捉えることができる制度となっている。

そしてこのような詳細な所得情報を用いて、普遍的給付制度等の所得保障制度を効率的に運営するためのデータを他省庁に提供している。

CJRSでは、事業主が自宅待機を命じた労働者の賃金について申請を行うことになっており、CJRSの実施時期によりその助成率は異なっているが、賃金の6割から8割について英国関税歳入庁（HM revenue and Customs：HMRC）が助成を行う（図表1）。申請から給付まではおおむね6営業日以内となっており、事業主は通常の労働者への賃金支払いのタイミングで自宅待機を実施した時間に対する賃金の支払いを行い、給付を受けた賃金に対して翌月納税を行うことになる。

2020年3月から2021年9月までの給付実績は、給付の対象となった累積労働者数は1,170万人、申請を行った事業者は130万社、給付金額の総額は700億ポンドとなっている。

図表1 PAYEの概略図とCRJS手続きの概要



CJRSの特徴(早期給付と不正チェック体制)

CJRSの特徴は主に2点ある。1つは申請から給付までの期間の短さである。これは、PAYEシステムの中に、事業主の口座情報が紐づいていること、および英国では税務の

1 CRJSはSelf-Employment Income Support SchemeおよびEat Out to Help Outと一体となって実施された雇用支援スキームである。

完全電子化に向けたMaking Tax Digitalと称する指針により税務の完全電子化に向けた取り組みがなされており、給付申請をオンライン上で実施するための下地があったことが挙げられる。

2つ目は不正対策である。HMRCはCJRSについて、労働者を不正から守ることが必要であるとしており、2020年から2021年の間にどの程度の不正が発生するかの推計を行っている²。推計にはCJRSの申請で得られたデータ、PAYEのRTIデータ、および外部機関による調査・分析に基づくデータを用いている。

その推計結果は図表2となっている。不正の割合は、全体の8.7%（約53億ポンド）としており、高い割合で不正が発生すると推定している。またその8.7%の内訳について、①組織的な犯罪、②申請額の水増しといった故意の不正、③申請者および当局の手続きミスで分類しており、一番多いもので故意の不正が6.1%に上ると推計している。

図表2 CRJSの不正に関する推計

	95%信頼区間 (下限)	最頻値	95%信頼区間 (上限)
不正割合の推定値	6.7%	8.7%	12.0%
	組織的な犯罪	故意の不正	手続きのミス
不正の内訳 (最頻値に基づく)	0.3%	6.1%	2.3%

HMRCはこのような不正へ様々な取り組みを行っており、その主なものは以下の通りである。1つは事前審査である。これにより29,000件の不正な申請をブロックし、2.06億ポンドの不正を未然に防いだとしている。

2つ目は、事後調査である。1,265人のHMRCのスタッフにより構成されるTaxpayer Protection Taskforceへ1億ポンドの投資を行い事後的な不正チェックを行っている。HMRCは2020年から2021年までで5.36億ポンドの回収を行っており、これに加えて2021年から2023年まで新たに3万件の調査を行うことにより、追加で8億ポンドから10億ポンドの回収を実現できると見込んでいる。

3つ目は消費者による申請内容の修正を目的としたオンラインサービスの向上である。これにより、HMRCの介入なしに申請内容を修正することが可能となり、主に自宅待機が必要にならなくなった期間の賃金について10億ポンドの返金があったとしている。

4つ目は、労働者に対する情報公開である。HMRCの

チェックに加え、CJRSを申請した事業者は専用サイトに一般公開がなされることになっている。また、労働者はPAYEシステムのRTIにより納税記録が毎月更新されており、CRJSにより給付された賃金も納税対象となるため、納税記録からCJRSによる給付が行われていたことが確認できる。このようなRTIを用いたチェック体制も構築されており、手続き上、給付が行われたすべての申請について労働者からのチェックが可能な体制となっている。HMRCはこのチェック体制により、市民から3万件の報告があったとしている。

CRJSから得られる我が国への示唆

コロナウイルスのような社会経済に対する急激なショックへの対策に求められる要件の1つは、その即時性である。コロナウイルスの感染が広がった初期において、CRJSは主に若年層に利用され、利用率は42%とその他の年齢階層と比べて10%以上高かった（図表3）。このことは、英国ではCJRSは雇用維持を目的としたものであるが、その一方で緊急時の所得保障制度として機能したという側面もあると考えることもできる。

我が国では、緊急事態に所得補償を必要とする階層についての情報を精緻に把握することが難しく、また英国と異なり所得・税情報についてのアクセスが難しいため、英国のような即時のきめ細かな対応をとることが難しい。一方で、英国ではPAYEシステムのリアルタイムでの情報更新システムを利用して、即時給付と綿密な不正チェックを一体として、頑健な給付制度を実行することができた。

我が国でも、緊急事態時にきめ細かく、即時の対応を可能にするには、給付制度での活用を見据えた所得情報の整備が重要であると考えられる。

図表3 コロナパンデミック初期のCJRSの利用率
(2020年3月から6月までの実績)^{3,4}

	女性	男性	全体
16-25歳	41.7%	43.0%	42.3%
26-35歳	26.6%	31.8%	29.2%
36-45歳	23.8%	28.8%	26.3%
46-55歳	22.8%	28.6%	25.6%
56-65歳	24.3%	31.4%	27.8%
65歳以上	28.9%	33.4%	31.3%

吉本 尚史（よしもと なおふみ）

2 <https://www.gov.uk/government/publications/measuring-error-and-fraud-in-the-covid-19-schemes/our-approach-to-error-and-fraud-in-the-covid-19-support-schemes>

3 利用率 = 申請件数 / 申請資格保有者

4 HMRC (2020) "Coronavirus Job Retention Scheme Statistics July 2020"

経済財政政策部局の動き：経済の動き 世界経済の潮流 2021年IIに ついて

政策統括官(経済財政分析担当)付
参事官(海外担当)付
野下 瑛理奈

内閣府・経済財政分析担当では、世界経済の動向を分析する「世界経済の潮流」を2002年より公表している¹。

2022年2月3日に公表した「世界経済の潮流 2021年II—中国の経済成長と貿易構造の変化—」(以下「潮流」という。)では、第1章で中国経済が質の高い成長の実現に向けて直面する課題や中国政府の対応、中国の成長モデルが変化する中でみられている諸外国との貿易構造の変化について分析し、人口構造や産業構造の変化に直面した中国が、「質の高い発展」を掲げ人材育成やR&D投資推進に向けた取組を推し進める点や、産業高度化の流れを受け財輸入が資本集約財に移行、比較優位をいかす国際分業体制に変化している点について整理している。

第2章では、感染症による影響から回復に向かって世界経済の動向と今後の見通し・リスクを分析しており、以下ではその概要を紹介する。

1. 回復に向かう世界経済

新型コロナウイルス感染症は、2019年12月に中国で初の感染者が確認された後、20年2月以降、アメリカ、ヨーロッパ、アジアに拡大した。各国は外出制限を始めとする感染防止策を講じるようになり、経済社会活動が制限され、経済は大きく落ち込んだ。しかし、20年末以降のワクチン接種の進展は、制限措置の緩和へとつながり、経済改善への動きを後押しした。

先進国の実質GDPをみると、21年を通じて経済は持ち直しが進んだ(図1)。アメリカでは、21年前半にワクチン接種が進展する中で制限措置が緩和され、個人消費が大きく増加したことなどから、21年4~6月期には実質GDPが感染拡大前の水準を上回り、その後も好調に推移している。欧州各国でも、21年夏までに域内移動の制限緩和が行われたこともあり、

サービス消費を始め個人消費が伸びをけん引した。フランスは21年7~9月期に実質GDPが感染拡大前の水準を上回り、ドイツや英国も同水準に近づいている。

アジア新興国をみると、先進国に比べワクチン接種が遅れたことにより、21年に入っても感染拡大局面で厳しい制限措置が講じられ、景気が下押しされた(図2)。インドやタイ、インドネシアでは、21年の春から夏頃にかけて感染が再拡大し、制限措置が採られた影響で成長率は落ち込みがみられた。

図1 先進国の実質GDP

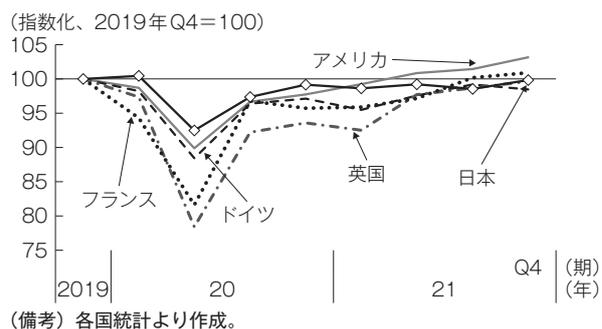
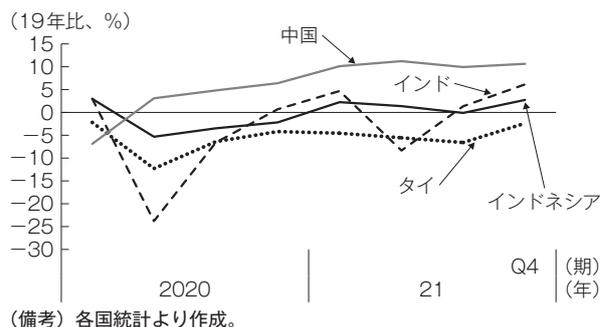


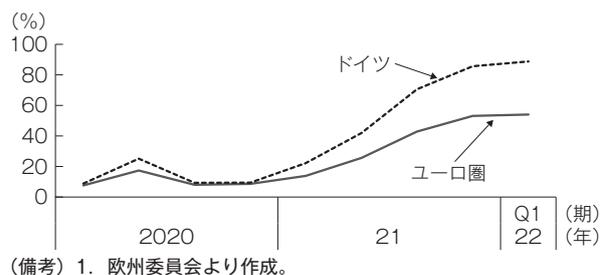
図2 アジア新興国の実質GDP成長率



2. 需給のひっ迫と物価上昇

各国同時的な景気の持ち直しにより需要が拡大する中で、企業は原材料・部品供給の不足に直面し、生産の下押しにつながった。ユーロ圏では、供給制約に直面していると訴える企業の割合が、2021年に入ると顕著に増加している(図3)。

図3 原材料等の不足による供給制約

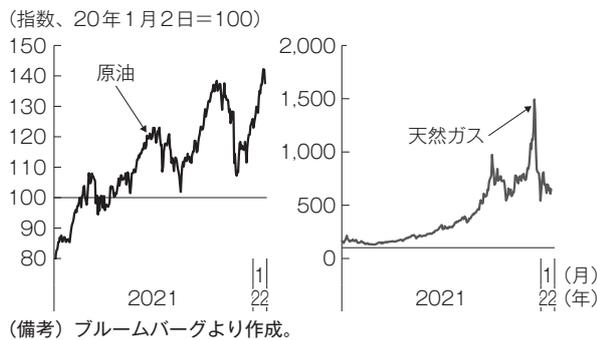


1 https://www5.cao.go.jp/j-j/sekai_chouryuu/sa21-02/sa21.html

半導体を始めとした世界的な部品供給不足や供給網の乱れ、人手不足等複合的な要因により、自動車産業を始め幅広い分野で生産が抑制されたことで、設備投資や輸出、個人消費が押し下げられるなど、各国経済に幅広い影響が生じた。

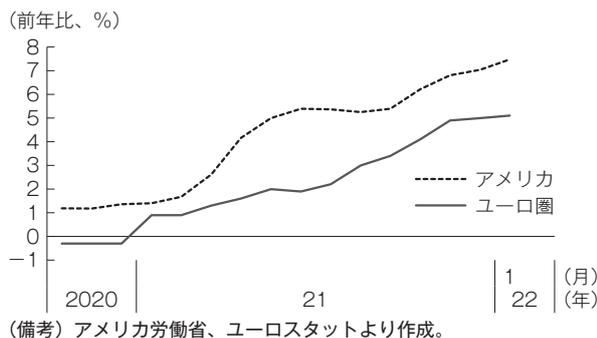
また、21年後半には、資源価格を始めとした原材料価格が一段と上昇する局面がみられた。世界的な経済の持ち直しによる需要の増加等の要因により、石油や天然ガス、石炭の価格が上昇し、22年に入ってから高水準で推移している（図4）。

図4 原油及び天然ガスの価格



こうした供給面での制約や資源価格の上昇は世界的な物価上昇の一因となった。アメリカ及びユーロ圏の消費者物価上昇率（総合）をみると、22年1月にアメリカが前年比+7.5%、ユーロ圏が同+5.1%と、特にガソリンや電気・ガスといったエネルギー価格にけん引されて、物価は大きく上昇している（図5）。さらに、輸送コストや賃金等も上昇傾向にあり、こうした価格の伸びを通じて物価上昇圧力は高まっている。物価上昇は、新興国を含めて世界的にみられており、IMFの経済見通しによると、先進国及び新興国の消費者物価上昇率（総合）の前年比は、20年はそれぞれ+0.7%、+5.1%であったものが、21年（実績見込み）は+3.1%、+5.7%へと大きく上昇した。

図5 欧米の消費者物価上昇率



3. 世界経済に影響を及ぼすリスク

世界経済の先行きは、OECD経済見通しによると2022年は+4.5%、IMF世界経済見通しによると同+4.4%と、緩やかな持ち直しが続く見込まれている。

その一方で、世界経済には注視すべきリスクも存在する。以下では、潮流で主なリスク要因として挙げている（1）需給のひっ迫、（2）欧米の金融緩和縮小・利上げの影響、（3）中国経済の減速、（4）感染長期化と経済活動の下押し、の4点について、簡単に紹介する。

（1）需給のひっ迫

グローバルサプライチェーンに影響を及ぼしている供給制約の状況が、長期化あるいは深刻化した際には、生産の制限等により世界経済の下押し要因となり得る。また、物価上昇圧力の高まりと持続化は、企業収益の圧迫や、販売価格への転嫁を通じた消費者購買力の低下等により、景気を下押しする要因となり得る。

（2）欧米の金融緩和縮小・利上げの影響

金融市場の安定化や労働市場の改善、物価の上昇等を受け、欧米では金融緩和の縮小や利上げの動きがみられる。こうした動きは、金融市場における調整を通じて、新興国の経済回復、ひいては世界経済にマイナスの影響を及ぼす可能性がある。

（3）中国経済の減速

中国では、政府当局による規制等を背景に景気の回復テンポが鈍化しているが、世界第2位の規模を有する中国経済が減速すれば、貿易等を通じて世界経済に大きな影響を与える可能性がある。特に、東アジア地域やブラジル、南アフリカ等では、輸出における中国のシェアが高まっており、貿易を通じた影響の拡大が見込まれる。

（4）感染長期化と経済活動の下押し

今後、感染力の強い新たな変異株の出現等により、各国で再び厳しい制限措置が講じられる場合には、国内外の経済が下押しされる可能性があり、また、感染状況によっては、消費の萎縮等につながる可能性がある。

以上、潮流では、世界経済の動向と今後の見通し・リスクについて分析している。世界経済の動向は刻々と変化しており、潮流公表後の22年2月24日にはロシアがウクライナに侵攻し、金融資本市場や商品市場への影響や、対露経済制裁の影響が懸念されている。今後も、情勢を踏まえた確かな分析に努めていくことが求められる。

野下 瑛理奈（のげ えりな）

経済財政政策部局の動き：経済の動き

景気ウォッチャー調査から
みる新型コロナウイルス感
染症の影響

政策統括官（経済財政分析担当）付
参事官（地域担当）付
佐々木 裕道

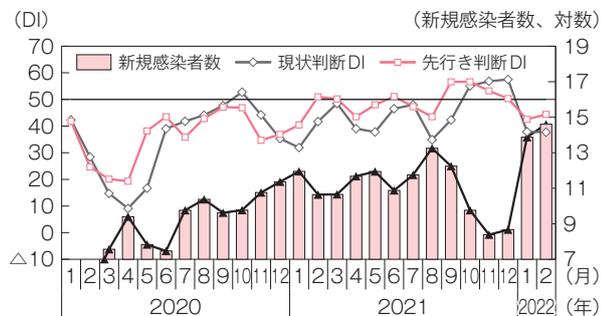
はじめに

景気ウォッチャー調査は、毎月末に全国の景気ウォッチャー（2,050名の景気に敏感な職場で働く人々）に対し、景気の現状や先行きの5段階評価と判断の理由（自由回答）を尋ね、回答を景気判断DIとして集計した上で、判断理由集と共に公表している。本稿では、2020年1月以降の調査結果から、新型コロナウイルス感染症（以下、感染症という）が地域経済に与えた影響について、DIや判断理由から得られた情報を紹介する。

景気判断DIと新規感染者数との相関関係

はじめに、2020年以降の現状及び先行き判断DIの動きと、新規感染者数の推移を概観すると、感染者数が増加した時期にはDIが低下し、感染者数が減少した時期にはDIが上昇する傾向がみとれる（図表1）。相関係数によって両者の関係を確認すると、現状判断DIは-0.79、先行き判断DIは-0.64となっており、特に現状判断DIの変動と新規感染者数の増減との間には、強い負の関係がみられる。

図表1 景気判断DIと新規感染者数の推移

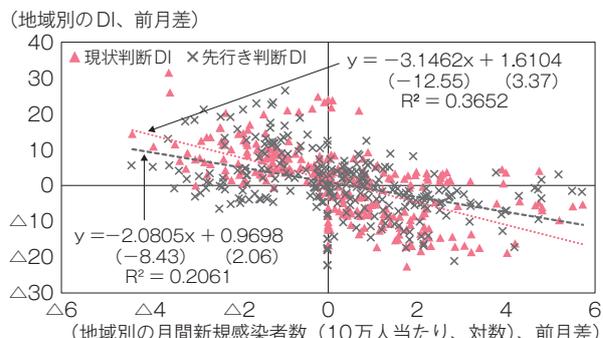


（備考）内閣府「景気ウォッチャー調査」、厚生労働省「データからわかる新型コロナウイルス感染症情報」により作成。

DIと新規感染者数との負の関係は、全国12地域のDIと各地域の感染者数との間でも確認することができる。地域別に10万人あたりの新規感染者数の増減を集計し、各地域のDIの増減との関係を見ると（図

表2）、感染者数が増加した地域では当該地域のDIが低下し、感染者数が減少した地域では、DIが上昇する傾向がみられる。こうした結果からは、2020年以降の景気ウォッチャーの景気判断が、地域の感染症の状況から、強い影響を受けていたことがうかがえる。

図表2 地域別DIの変化と各地域の新規感染者数の増減



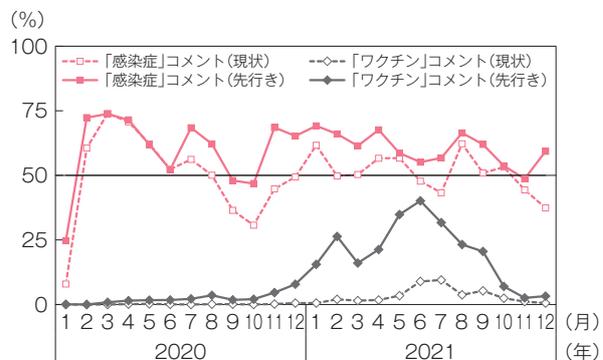
（備考）1. 内閣府「景気ウォッチャー調査」、厚生労働省「データからわかる新型コロナウイルス感染症情報」、総務省「人口推計」により作成。
2. データ期間は2020年2月から2021年12月。
3. 回帰直線を表す式の括弧内の値は各係数のt値。

景気判断理由からみた感染症の影響

次に、景気ウォッチャーの景気判断が、感染症の動向からどの程度の影響を受けていたかについて、各月の景気判断理由（以下、コメントという）の内容からみた結果について紹介する。

まず、各月調査のコメントにおいて「新型コロナウイルス感染症」や「緊急事態宣言」といった「感染症」に関連したキーワードを含んだコメントの数と、反対に感染症を抑止する意味を持つキーワードとして「ワクチン」に言及したコメントの数を集計し、各月のコメント総数に占める割合の推移を確認した（図表3）。

図表3 「感染症」や「ワクチン」を含むコメントの割合の推移



（備考）1. 内閣府「景気ウォッチャー調査」により作成。
2. 「感染症」コメントは、各月調査の景気判断理由から「新型コロナウイルス」、「感染」、「緊急事態宣言」、「まん延防止等重点措置」又は「変異株」が含まれるコメントの数を、「ワクチン」コメントは「ワクチン」が含まれるコメントの数を集計した。

結果をみると、「感染症」を含むコメントの割合は、現状・先行きともに、時期によって変動はあるものの50%以上の水準にある月が大半であり、2020年2月以降、景気ウォッチャーが感染症に対して、常に高い関心を持っていたことが分かる。一方、「ワクチン」を含むコメントの割合は、国内でワクチンが承認された2021年2月頃より先行きにおいて上昇がみられ、同年6月には40.1%まで上昇したが、その後は低下している。

続いて、上段で示した「感染症」コメントと「ワクチン」コメントの区分を用いて、感染症やワクチンの動向が、ウォッチャーの景気判断に対してどのような影響を与えたかを定量的に確認した。具体的には、2021年以降の各ウォッチャーの景気判断を被説明変数に、当該ウォッチャーのコメントが「感染症」や「ワクチン」を含んでいた場合を1とするダミー変数を説明変数に用いて、順序ロジットモデルによる回帰分析を行った（図表4）。

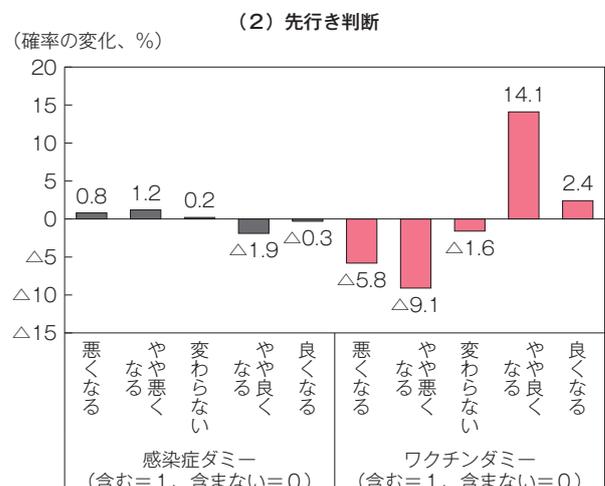
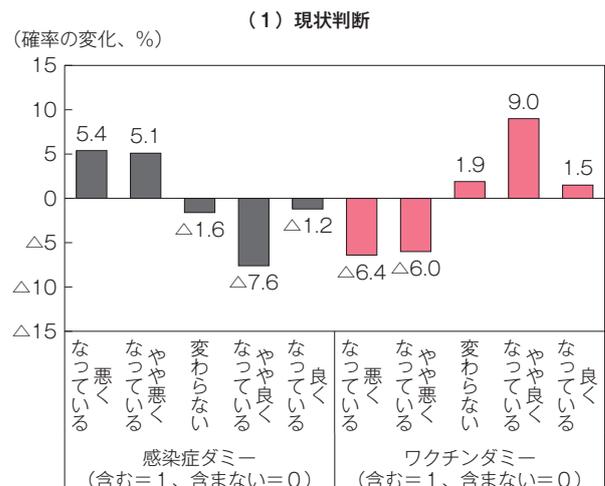
分析の結果をみると、「感染症」を含むコメントを回答した景気ウォッチャーは、そうでないウォッチャーよりも景気が悪いとする判断を選択する確率が上昇する。特に現状判断では、「(景気が) やや悪くなっている」や「悪くなっている」を選択する確率が5%程度上昇し、「やや良くなっている」を選択する確率が8%ほど低下する。なお、先行きにおいても、感染症ダミーは景気判断を悪くする効果がみられるが、効果の大きさは現状判断に比べて、小さいものとなっている。

反対に、「ワクチン」についてコメントした景気ウォッチャーの景気判断は、そうでないウォッチャーよりも景気を良いとする判断を選択する確率が高い結果となった。特に先行き判断では、「(景気が) やや良くなる」を選択する可能性が14%ほど上昇し、ワクチン接種による感染症の抑止効果に対する期待がウォッチャーの景気判断に強く影響していたことがうかがえる。また、図表3で示したとおり、現状判断においては「ワクチン」を含むコメントの割合は高くはないが、景気判断にワクチンダミーが与える効果は、先行きと同様の結果となった。

おわりに

2020年以降、わが国の地域経済は、感染症の動向に大きな影響を受けてきた。一方、ワクチン接種の進展のように、感染症を抑制する取組も着実に進みつつ

図表4 ダミー変数が変化した場合に各景気判断が選ばれる確率の変化



- (備考)
1. 内閣府「景気ウォッチャー調査」により作成。
 2. 被説明変数をウォッチャーの景気判断（「悪い=0.0」、「やや悪い=0.25」、「変わらない=0.5」、「やや良い=0.75」、「良い=1.0」）、説明変数を感染症ダミー及びワクチンダミー（ウォッチャーのコメントに各キーワードを含む場合=1、含まない場合=0）として順序ロジット回帰による推計をおこなった後、被説明変数に対する各説明変数の平均限界効果（各説明変数が変化した場合、被説明変数の各選択肢が選ばれる確率がどの程度変化するか）を求めた。
 3. 順序ロジット回帰の結果は以下のとおり（各係数のp値は全て0.01以下）。
 - ・現状の景気判断（5段階）

$$= -0.463 \times \text{感染症ダミー} + 0.547 \times \text{ワクチンダミー}$$
 - ・先行きの景気判断（5段階）

$$= -0.105 \times \text{感染症ダミー} + 0.783 \times \text{ワクチンダミー}$$
 4. データ期間は2021年1月調査より2021年12月調査まで。サンプル数は、現状判断が15,018コメント、先行き判断が17,337コメント。

ある。本稿で一例を示したように、感染症を巡る状況が刻々と変化する中で、地域の職場で働く人々から景気の生の声を毎月収集するウォッチャー調査の利用価値は、一段と高まっているように思われる。本調査がより多くのユーザーに、経済分析の情報源としていっそう活用されることを期待したい。

佐々木 裕道（ささき ひろみち）

経済財政諮問会議の理念と歩み

司令塔としての経済財政諮問会議 (1)

流通科学研究所 副所長 (元内閣府審議官)

前川 守

前号までの「第1部 経済財政諮問会議の理念と発足までの経緯」では、11回にわたって、内閣機能の強化との関係、経済財政諮問会議の必要性・名称・事務局、内閣府設置法関連条文、他の重要政策に関する会議、諮問会議の所掌事務・議員・下部機関、発足前後の経緯等について述べた。第2部は、経済財政諮問会議が、その設置目的通りに政府の経済政策の司令塔となっていく過程を説明する。従って、主として小泉内閣時代（2001年（平成13年）4月～2006年（平成18年）9月）が、対象時期となる。

第2部では、1. 小泉内閣での経済財政諮問会議の特徴、2. 経済政策のサイクル形成、3. 審議方式の特徴、4. 各年の骨太方針の特徴、5. 具体的審議案件の例：郵政民営化等、の順で説明する予定である。

1. 小泉内閣での経済財政諮問会議の特徴

(1) 大臣議員の交代と民間議員の続投

森総理退陣による2001年4月24日の自民党総裁選では、小泉純一郎氏が元総理で中央省庁等改革の生みの親とも言える橋本龍太郎氏等を破って勝利し、26日に第1次小泉内閣が成立する。

諮問会議の議員のうち、5人の大臣議員では福田官房長官と平沼経産大臣は再任、竹中経済財政政策担当大臣、片山総務大臣、塩川財務大臣の3人は新任となったが、問題は民間議員である。ESR No.31⑥ii)で述べたように、基本的な考え方は「経済財政諮問会議の民間議員は時の総理のブレイン的な性格が強いことから、内閣総理大臣が交代する場合には民間議員も交代するようにすべき」であり、その考え方が適用される初めてのケースだった。この際、基本的考え方に則り、民間議員は交替すべきという意見もあったが、諮問会議発足から4か月しかたっておらず民間議員もやっと慣れてきた頃であり、また4人の民間議員は識見・経歴・構成等から最適の人選と考えられたので、事務方の案は続投となった。しかしながら、経済財政

諮問会議は内閣総理大臣の指導性の強化の象徴的な組織であり、全ては新総理の判断にかかっていた。

新内閣成立直後のゴールデンウィークを利用して、新総理への各府省から緊急に説明が必要な最低限の事項の説明が行われ、会場の高輪プリンスホテルに、当時の河野昭内閣府事務次官（元中央省庁等改革推進本部事務局長）、経済財政政策担当の河出栄治内閣府審議官（河野次官の次の内閣府事務次官）に随行して官房総務課参事官であった私も出席した。諮問会議の4人の民間議員について説明し、事務方としては続投という考えを述べたところ、小泉総理から「それでよい。」という返事をいただき、ほっとしたのを覚えている。

(2) 開催回数、開催時刻、審議時間

①開催回数

2001年の諮問会議開催回数は、森内閣時代（～4/26）が7回に対し、小泉内閣では28回であり、月平均2回から、3.5回と大幅に増えた。

小泉内閣時代の経済財政諮問会議の開催件数と月平均は以下ようになる。

2001年	28回（5月～）	3.5回
2002年	42回	3.5回
2003年	30回	2.5回
2004年	35回	2.9回
2005年	31回	2.6回
2006年	21回（～9月）	2.3回

月平均3.5回ということは、ほぼ毎週諮問会議が行われるということである。

月平均2.5回の年も、選挙期間中とか夏休み中には開かれないので、事務方の印象としては毎週開催しているようなものだった。現実には、2001年は、8月、12月に月5回、11月に月6回、2002年は、8月、10月に月5回、11月に月6回開かれた。諮問会議の前には最低1回は総理説明があるので、ほぼ毎週総理と経済政策について議論することになる。これだけの開催回数で、かつ審議時間も長いので、諮問会議の重要性は高まっていった。実は、諮問会議の開催経費は、当初は月2回と想定して予算計上してあった。これは月1回では経済財政政策の司令塔としてはスピード感が足りない、月2回程度は開くべきというべき論があったためである。森内閣時代は、その想定通り月2回であったが、小泉内閣になって、想定以上の開催となった。

②開催時刻

開催時刻も、十分に審議時間が取れるようにという
ことで、国会審議が終わってからの17時や、18時頃
から開始というのが多かった。形式的な閣僚会議の
ケースで多く用いられた火曜、木曜の定例閣議の前の
朝8時台の開催ということは皆無だった。

これだけの頻度で行われると、事務方の作業も大変
となる。会議前には、内閣府資料の作成、民間議員
ペーパーの作成補助、各省資料の収集と民間議員説
明、司会者の経済財政政策特命担当大臣と民間議員の
打ち合わせ、総理説明、会議開催と同時の記者レク
等。会議終了後には、まず終了直後の大臣記者会見。
3日後に議事要旨公表なので、会議の翌日には速記会
社から速記が上がって来て、議事要旨を作成して翌々
日には出席議員への照会、修正して3日後にHP掲載。
与党等関係先への資料配布もある。これが繰り返され
るのである。

③審議時間

審議時間は、2001年の28回についてみると以下の
ようになる。

30分以下	2回
30分～60分前後	13回
60分前後～120分未満	10回
120分以上	3回

森内閣時代の7回は、事務方の当初設定は全て90分
であり、実際は10分程度延長されるということが多
かった。諮問会議という形式が始まったばかりであ
り、大臣議員も民間議員も手探りで、あるべき審議を
求めて議論を重ねた時期であった。

小泉内閣時代になると、審議時間にも幅が出てく
る。30分以下の2回は、第31回（12月4日）と第33
回（12月14日）であり、12月4日は「予算編成の基
本方針」の答申等の決定で審議はない。12月14日は、
「政府経済見通し」の報告と「改革と展望」最終とり
まとめ素案の審議であった。

120分以上行われた3回は、第8回（5月18日）、第
16回（8月28日）、第26回（11月9日）であり、5月
18日は小泉内閣の初回の諮問会議であり、骨太方針
策定に向けた審議のみならず、2つの構造的課題につ
いての審議が行われた。1つは国と地方の関係であり、
初期の諮問会議の名物となった塩川財務大臣と片山総
務大臣の丁々発止の議論が早くも行われている。もう
1つは経済活性化であり、3月に設置されていた「サー

ビス部門における雇用拡大を戦略とする経済の活性化
に関する専門調査会」の緊急報告を受けて、前向きの
雇用創出型の構造改革の審議が行われた。8月28日は
骨太方針フォローアップの第1回であり、法務大臣、
文部科学大臣、厚生労働大臣、科学技術政策担当特命
大臣、金融担当特命大臣と5人の臨時議員を呼んで審
議した。11月9日は特殊法人改革と規制改革の集中審
議であり、行政改革及び規制改革担当大臣、文部科学
大臣、厚生労働大臣、国土交通大臣と4人の臨時議員、
加えて総合規制改革会議議長と農林水産副大臣、環境
副大臣も出席して審議が行われた。

2. 経済政策のサイクル形成

小泉内閣発足後1年半ぐらしかけて、夏の骨太方針
を中軸とした経済政策の年間サイクルが整備された。
このサイクルは、民主党政権時代（2009年9月～2012
年12月）を除き、基本的に維持されている。このサ
イクルを構成する主要な項目は、整備された順に挙げ
ると、骨太方針、予算編成の基本方針、改革と展望、
予算の全体像、の4つである。

(1) 骨太方針

「骨太方針」という通称があまりにも有名になった
が、閣議決定される正式名称は「経済財政運営及び経
済社会の構造改革に関する基本方針」である。第1回
の2001年は冒頭に「今後の」と付き、2002年～2006
年は、最後に200×という年を表す数字が付いた。文
字通り、足元の経済の現状を踏まえた経済財政運営と
改革すべき構造課題への対応の基本方針を示し、また
翌年度予算に関する基本的考え方を示すものである。

「骨太方針」が策定されるようになった経緯は、
ESR No.35⑤で述べたように、諮問会議が設置された
後、森内閣時代の7回の会議の結果、「短期的な経済
財政運営とともに、来年度の予算を始め、今後の経済
財政に資するため、社会保障、社会資本整備、国と地
方との関係、経済活性化に関する骨太の方針を、6月を
目途に策定する。」（4月18日諮問会議、森総理発言）
となったものである。これを踏まえ、5月7日の小泉
首相就任後初の所信表明演説では、「私が主宰する経
済財政諮問会議では、6月を目途に、今後の経済財政
運営や経済社会の構造改革に関する基本方針を作成し
ます。」と明言され、小泉内閣での初めての会議と
なった5月18日の第8回諮問会議で、竹中経済財政政

策担当大臣から「検討すべき論点」が示され、5月31日の第9回諮問会議で骨太方針の基本的考え方と構成案を審議し、6月11日の第10回諮問会議で骨太方針の素案を審議し、6月21日の第11回で諮問会議として決定し、26日に閣議決定された。

2001年の骨太方針は、政策プロセスの改革にも触れ、予算編成プロセスの改革や首相公選制の検討等を記述していたが、2002年以降は、骨太方針が小泉内閣の政策展開の中心であることが政府各省や与党にも熟知され、各省の意見が集中し、また党手続も整備されたことから、経済財政政策に絞った内容になっていく。

また、毎年先進国首脳会議（サミット）で日本の経済政策の全体像を詳細に提示するために、サミット前（おおよそ6月下旬）に策定することが慣例となった。2003年はサミットが6月初めという早い時期に開催されたことから間に合わず、骨太方針の基本的考え方だけでサミットに臨んだ。

(2) 予算編成の基本方針

従来は大蔵省主計局の専管とされていた予算編成について、予算査定の細部はともかく予算編成の基本方針は内閣が決定するという累次の行政改革で追及された課題を、経済財政諮問会議が担う象徴のような項目である。内閣府設置法においても、経済財政諮問会議の所掌事務として、経済全般の運営の基本方針、財政運営の基本と並べて、「予算編成の基本方針」は明記されていた¹。

その本来の目的は、諮問会議で審議し閣議決定された「予算編成の基本方針」に基づいて、財務省が具体的な予算査定を行うというものであった。

そのために、従来の大蔵省提出の「予算編成方針」は来年度予算の大蔵省原案提示直前の12月中旬に閣議決定されていたが、内閣官房・内閣府提出の「予算編成の基本方針」は、査定の最終段階に間に合うように11月下旬には閣議決定しようとした。しかしながら、実態は11月中に決定できたのは2002年のみであり、従来より半月程度前倒し出来たに過ぎない。

また内容的にも予算査定は、8月末の各省の概算要求提出から長い日時をかけた主計局と各省の協議で行われていたのであり、「予算編成の基本方針」という

一遍の文書に基づいて行われるものではなかったの
で、あまり機能しなかったのもやむを得ない。

(3) 改革と展望

正式名称は「構造改革と経済財政の中期展望について」であり、旧経済企画庁時代には経済政策の中心の1つだった「経済計画」に、ある意味で替わるものである。1955年の「経済自立五ヶ年計画」から14本の経済計画が作られ、日本の戦後復興、高度経済成長、石油危機後の安定成長等に大きな役割を果たしたが、東西冷戦の終結等の世界情勢の大きな変化を背景に、市場と競争の力の強まりや、経済の主体としての民間の役割の強まり等から、経済計画という政策手法は役割を終えたという認識が高まり、2001年の中央省庁改革とともに、経済計画は策定されないことになった²。

しかしながら、将来の展望や目指すべき経済社会の姿に関する総合的なビジョンの必要性については認識されており、2001年の骨太方針では、「中期的な経済財政計画を策定する。策定に当たっては、経済と財政の整合的な姿を描くという観点から、マクロ経済モデルを活用して検討を行う。(27P)」と記述された。これを受けて、経済財政諮問会議では11月2日、27日、12月4日、14日、25日と5回にわたって審議し、翌年1月18日の諮問会議で答申し、1月25日に閣議決定された。

「改革と展望」の性格や役割については、本文冒頭(2P)に以下のようにはっきりと書いてある。

- ・盛り込まれた政策は、政府として実行すべきもの。政府部門に関する目標は、政府として実現に努めるべきもの。民間部門に関する数値は、一定の政策を前提とした将来展望。
- ・役割は、経済政策の中期ビジョンを示し、短期と中期の経済財政政策の整合性を確保すること、財政・社会保障の中期的な持続可能性を提示すること、経済財政政策の合理性などについての説明責任を果たすことである。
- ・対象期間は、5ヵ年。
- ・経済の変動等に適切に対処するため、毎年度改定する。

このため、小泉内閣時代の2003年以降の「改革と

1 内閣府設置法第十九条第1項第1号

2 法制的にも、旧経済企画庁設置法の所掌事務にあった「長期経済計画の策定に関すること（第四条第13号）」は、内閣府設置法では「短期及び中長期の経済の運営に関する事項（第四条第1項第1号）」に溶け込み、「経済計画」という文言は消えた。

展望」の表題は、末尾に「-200×年度改定」と付けられていた。

また、計量モデルを使用したGDP成長率、物価上昇率、国・地方のプライマリーバランス、公債残高等の毎年度の数値は、「審議のための参考として内閣府が作成し、経済財政諮問会議に提出する参考資料」という位置付けで、公表はされたものの閣議決定の対象ではなかった。しかしながら、閣議決定される本文は「骨太方針」と重複部分も多く、経済政策の中期ビジョンという期待された役割を果たしたとは言いにくい。むしろ、ケース分けもして数値試算としての経済の将来の姿を示した参考資料のほうが注目されている。このため、後の回で詳述するが、第2次安倍内閣以降は本文部分のない参考資料のみが、「中長期の経済財政に関する試算」として出されるようになる。

なお、内閣府の思いとしては、「改革と展望」は従来の経済計画に替わるものということは、同じく本文冒頭(2~3P)で「改革と展望」を決定することにより、「経済社会のあるべき姿と経済新生の政策方針」(平成11年7月8日閣議決定)は終了することとする。」と、最後の経済計画の終了を宣言していることから明らかである。

(4) 予算の全体像

予算編成を内閣の主導の下で行うことについて、諮問会議発足後1年の経験からの反省点は、以下のようなものであった。

- ・「骨太方針」は、内閣主導の予算編成に大きな役割を果たした。
- ・年末段階の「予算編成の基本方針」は、実効性が薄い。7月下旬に財務省が策定する「概算要求基準」の前に、諮問会議で翌年度予算の大枠について審議し、これに従って「概算要求基準」を作成する必要がある。
- ・その際、マクロ経済と財政の関連性を、より重視するべき。

これを踏まえ、2002年6月25日閣議決定の「骨太方針2002」では、「予算編成は、そのスタート段階から、歳出の見積もり、重点分野への予算配分、予算の背景にある制度改革の基本設計など、全体像を明らかにしつつ行う必要がある。(37P)」と記述され、諮問会議で7月17日、26日と審議し、8月2日に諮問会議取りまとめとして「予算の全体像」が決定され、その

後「概算要求基準」は、8月2日、6日と諮問会議で審議し、7日に閣議了解された。

「予算の全体像」の内容については、その時々課題により変化があり、2002年は、平成15年度予算の目標、歳出改革の加速、歳出の見積もり、歳入面の改革の推進の4本柱であった。

マクロ経済との関係は、1月の「改革と展望」のシナリオに沿ったものとされた。なお、マクロ経済との関係については、2004年7月の「予算の全体像」審議の時に民間議員ペーパーの参考資料として、翌年度のマクロ経済の姿が、実質GDP、その構成項目、名目GDPの伸び率として数値で示された。その後、これは更に精緻化され、「内閣府年央試算」となっていく。

○年間のサイクル

以上を踏まえ、小泉内閣時代の経済財政諮問会議と経済政策の1年のサイクルを示すと以下ようになる。

- (1月) 年明け最初に、前年から審議していた「改革と展望」を答申
- (1~3月) 次期骨太方針の目玉となる政策について審議
- (4~6月) 新年度予算成立後に骨太方針の審議が本格化。各省等の提言も5、6月に集中。与党との議論も並行して行い、6月に答申
- (7、8月) 「予算の全体像」の審議、取りまとめ。「概算要求基準」の審議
- (9~11月) 中期的課題の審議
- (11、12月) 「予算編成の基本方針」の審議・答申、政府経済見通しの審議、「改革と展望」の審議

もちろん、これらの定例審議案件の他に、その時々政策課題に対応した、景気対策、不良債権問題等の審議や、内閣総理大臣が重視する課題、すなわち郵政民営化、政策金融改革、三位一体改革等の審議、更には「21世紀ビジョン」のような長期課題の審議もあり、経済財政諮問会議は文字通り「内閣の経済財政政策の司令塔」として、休む間もなく活動するようになっていった。

(以下次号)

前川 守 (まえかわ まもる)

最近のESRI研究成果より

食生活の改善が健康感の改善に寄与？

—コロナ禍における生活満足度と行動変容に関する調査研究について—

経済社会総合研究所 政策調査員
近藤 雄介*

はじめに

経済社会総合研究所で取り組む国際共同研究「コロナショック研究」の一環として、一橋大学と共同で『コロナ危機とポストコロナの経済社会に関する調査』（以下、本調査）を昨年実施した。本稿では調査の概要や中間成果などについて紹介する。

調査の設計と実施概要

本調査は、全国的な新型コロナウイルスの蔓延を受けて、2020年4月以降に日本各地で断続的に発出された緊急事態宣言の影響により、人々の行動や意識がどのように変容したかを把握することを目的としている。調査の設計および実施概要は下表の通りである（図表1）。

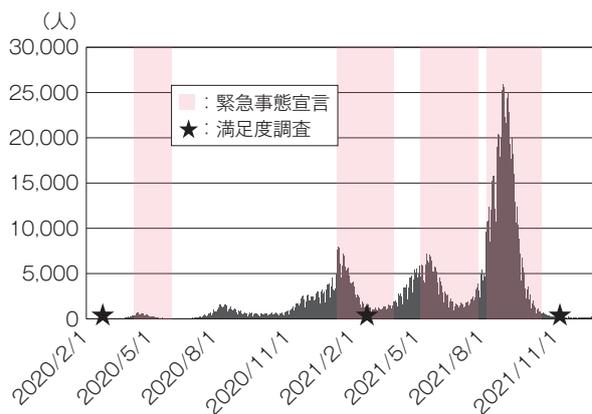
図表1 本調査の設計および実施概要

調査方法	インターネット調査
調査期間	2021年10月27日～11月8日
調査対象	日本国内に住む15歳～89歳のインターネットパネル登録モニター（過去に内閣府委託調査 ¹ に回答した方を多く含む）
調査対象数	5,234s
対象割当	都道府県別×男女別×年齢別に層化
設問内容	代表的な調査事項は以下の通り。 ・生活全体および分野別の主観満足度 ・属性および生活実態 ・健康状態および医療受診の状況 ・自分の勤務形態 ・子供の教育の状況 ・社会的交流の状況 など

なお、調査結果について、“コロナ前”、“コロナ禍”および本調査時点と、異なる3時点での時系列推移を検証すべく、調査対象者および設問内容については、

内閣府が過去に実施している『満足度・生活の質に関する調査』（以下、満足度調査）をベースとした。また、比較対象データとして、2019年2月または2020年2月の満足度調査を“コロナ前”、2021年3月の満足度調査を“コロナ禍”とみなすこととする。本調査を実施した2021年11月時点の状況としては、（本稿執筆時点では最後の）4回目の緊急事態宣言が2021年9月に解除され、新型コロナウイルスの感染が全国各地で劇的に収束した状態であった（図表2）。

図表2 全国の新型コロナウイルス感染者数推移

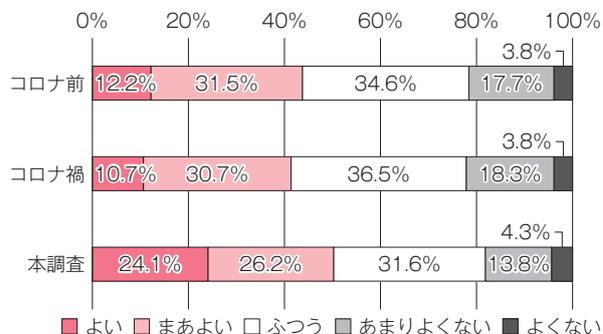


※シャドー部分は緊急事態宣言の発出期間を、★は左から2020年2月、2021年3月および11月（本調査）の満足度調査の実施時点を示す。

調査の集計結果

図表1記載の通り、本調査では、様々な分野に関連する質問事項を設けており、集計の結果、人々の行動変容に関する特筆すべき数値や傾向が少なからず見受けられた。本稿ではその中から「主観的健康感」に関する傾向について、以下に紹介したい。

図表3 主観的健康感の推移



図表3は、“コロナ前”、“コロナ禍”および本調査の

* 三井住友海上火災保険株式会社より内閣府に派遣

1 内閣府 満足度・生活の質に関する調査 (<https://www5.cao.go.jp/keizai2/wellbeing/manzoku/index.html>)

3時点すべてに回答したパネル登録者2,260人について、主観的健康感の回答結果²を比較したものである。当図表からは、人々の主観的健康感が“コロナ前”から“コロナ禍”で低下した後、本調査時点（＝緊急事態宣言解除後）にかけて、大幅に改善していることがうかがえる。

主観的健康感の改善要因

では、いったい何が主観的健康感の改善を助長しているのか、要因について以下に分析する。

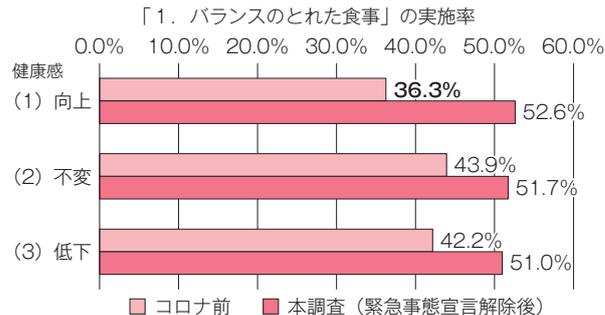
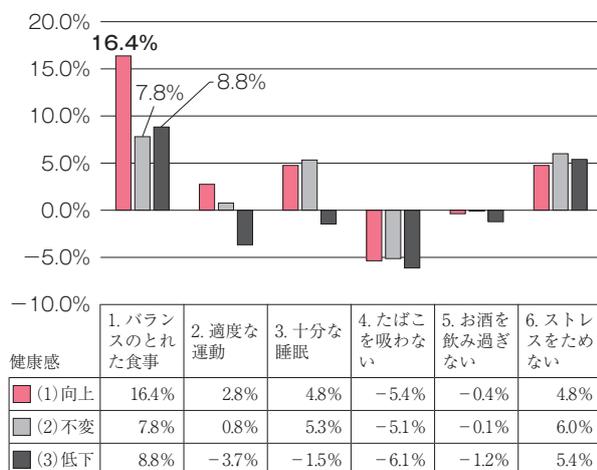
まず、本パネル登録者2,260人について、(1) “コロナ前”から本調査時点にかけて、主観的健康感が向上した層、(2) 不変だった層および(3) 低下した層の3層に分類する。結果は図表4の通り、(1) の主観的健康感向上層が全体の35.4%と高い割合を占めた。

図表4 主観的健康感のパネル変化

“コロナ前”から本調査（緊急事態宣言解除後）にかけて、主観的健康感が	(1) 向上	800人	35.4%
	(2) 不変	1,052人	46.5%
	(3) 低下	408人	18.1%
合計		2,260人	100.0%

次に、この層別のパネルの回答内容について深掘していく。主観的健康感に関連し、「健康のためにやっていること」を問う設問（選択式・対象をすべて回答）により、各行動の実施率が“コロナ前”から本調査時点にかけてどのように変動しているか、を検証した（図表5）³。

図表5 健康のための活動の実施率の変動幅
（“コロナ前” → 本調査時点（緊急事態宣言解除後））



選択肢にある多くの行動において、実施率の変動割合が5～6%以内に収まる中、大きな動きを見せたのが「バランスのとれた食事」である。3層のいずれも少なからぬ実施率の伸びを見せたが、特に主観的健康感が向上した(1)の層の伸びは16.4%と顕著である。また、(1)の主観的健康感向上層は、“コロナ前”に「バランスのとれた食事」を摂っていた割合が36.3%と低いことも判明した。

上記集計結果より、食生活の改善が主観的健康感の向上に寄与している可能性がある。さらに、食生活の変化に影響を与えられ、テレワークの導入状況について、以下確認する（図表6）。

図表6 本調査時点でのテレワーク導入状況

健康感 \ 導入率	ほぼ100%	50%以上	50%未満	ほぼ0%	対象外
(1) 向上	5.1%	3.3%	2.3%	25.5%	63.9%
(2) 不変	4.8%	1.8%	3.1%	21.8%	68.5%
(3) 低下	4.2%	3.4%	2.2%	21.8%	68.4%

全体的に、テレワーク導入率は依然として低いものの、(1)の主観的健康感向上層の導入率が僅かに他の層を上回り、テレワークの実施により食生活が改善し、主観的健康感が改善した可能性があるとも考えられる。さらなる研究により確認したい。

引き続き、本調査を通じて、政策的意義を有する示唆が導出できるよう、分析作業に邁進する所存である。

近藤 雄介（こんどう ゆうすけ）

2 設問は「あなたご自身の健康状態をどのように感じていますか」、選択肢は「1. よい」から「5. よくない」までの五段階評価とした。

3 設問は「あなたが現在、健康のためにやっていることをすべてお答えください」、選択肢は「1. バランスのとれた食事」から「9. 特にない」までの9項目とした。なお、主観的健康感と関係性の薄い「7. 健康診断」、「8. その他」および「9. 特にない」の回答結果は割愛している。

最近のESRI研究成果より

ポストコロナの経済・社会
に向けての政策課題～「ポストコロナの経済・社会に関する
国際ラウンドテーブル」結果概要～経済社会総合研究所 研究官
道家 寛之

はじめに

内閣府経済社会総合研究所では、コロナ危機とポストコロナの経済社会に関し、幅広い経済学者の英知を結集する国際共同研究プロジェクトを実施している。プロジェクトの一環として、2021年12月17日に、日米の経済学者が、ポストコロナの経済社会を展望し、政策の方向性について議論する国際ラウンドテーブルを、ESRIコンファレンスの特別セッションとして開催した。星岳雄教授（東京大学）、アラン・アワバック教授（カリフォルニア大学バークレイ校）、アニル・カシャップ教授（シカゴ大学）の3名の共同議長の下で、コロナ禍が日米等各国の経済・社会にもたらした変化はどのようなものか、ポストコロナの経済・社会の重要政策課題は何か、そして、それらの課題にどう取り組むべきか、について様々な議論が展開された。会議は、チャタム・ハウス・ルール（議論の内容については対外的に自由に話せるが、発言者の個人名や所属は非公開。）で行われた¹。本稿では参加者の発言の概要を紹介する。

第1セッション
直面する課題・マクロ経済への影響

第1セッションでは、無形資産投資、グローバル・サプライチェーン、グリーン・トランスフォーメーション等、コロナ禍で多くの国が直面する課題や、先進国での感染状況とマクロ経済への影響等について議論が行われた。

感染状況とマクロ経済：コロナ禍における人的被害と経済活動の関係には、経済を停止させれば、GDPの損失は大きくなるが死者数は比較的少なくなるといったトレードオフの関係があると考えられていたが、各国の状況をプロットした単純な散布図では必ずしも明

らかになっていない。国によって影響が異なることについては、政策の違いや運によるところが大きく、様々な結果から学ぶことが重要である。

無形資産への投資と生産性：岸田内閣は、「新しい資本主義」というスローガンを掲げ、成長と分配のポジティブなフィードバックを実現しようとしている。「積極的な投資」をターゲットとすることは妥当である。

日米共に有形資産投資は低迷しているが、米国ではGAFAのような巨大企業の出現により、無形資産投資が成長を支え、一方で、日本は市場集中度が低下しており、無形資産投資が低迷している。日本の場合、コロナ前から、企業への手厚い支援が、生産性の低い企業を存続させ、経済の停滞を招いている。成長戦略としては、有望な中規模企業に焦点を当てた政策に転換する必要がある。

また、無形資産投資の比率が高い産業では、コロナ以前から在宅勤務環境が整っており、ショックに対するレジリエンスが高くなっているとみられる。

グローバル・サプライチェーン：コロナ禍において、各国政府は主要な医療機器の輸出を制限するなど、グローバル・サプライチェーンに干渉したが、一方で、（干渉に対する他国からの）報復への恐怖が制限を緩和させる面もあった。今後、各国は主要な原材料の備蓄計画などにより、サプライチェーンの脆弱性に対処するだろうが、次の危機に備えるために各国がすべての主要な原材料を備蓄することは現実的ではない。このため、国際的協調の枠組みが必要とされる。

グリーン・トランスフォーメーション：グリーン経済への移行は、ポストコロナ社会における重要な前提条件である。望ましいアウトプットと望ましくないアウトプットを統合した明示的な指標の作成や、企業の意思決定にカーボンプライシングの視点の導入等により、企業・家計の意識や行動の変化を促すことが必要である。

第2セッション
在宅勤務の進展・雇用ショックへの対応・医療政策

第2セッションでは、コロナ禍における、在宅勤務の進展などの働き方の変化、雇用ショックへの対策、医療分野への影響について議論が行われた。

在宅勤務の進展などの働き方の変化：コロナ禍で、半ば強制的に在宅勤務が進展するという、大規模な勤務

1 参加者等の詳細はhttps://www.esri.cao.go.jp/jp/esri/prj/int_prj/2021/prj2021_01_01.htmlを参照。

形態の変化が生じた。在宅勤務の生産性への影響は人により様々だが、米国等では多くの人が生産性を向上させた。

日本でも、テレワークが仕事のレジリエンスを高める効果がみられたが、一方で、高所得者がより在宅勤務を行いウェルビーイング格差も拡大している可能性がある。この格差縮小には柔軟な労働環境、スキルの向上が必要である。

労働市場においては、女性の役割が後退すると懸念があったが、米国では男女共に労働力として復帰する傾向にある。一方で、男女共にキャリアに対する考え方がより生活を重んじる方向に変化する傾向も見られる。

雇用ショックへの対応：雇用ショックへの対応は、企業に対し雇用の維持ができるように補助する方法と、解雇を容認し、解雇された者に失業保険による所得支援を行う方法がある。前者は、企業と労働者の雇用関係を維持しショック前の生産・雇用状況に迅速に戻ることができるようにするのに対して、後者は、労働市場を通じた再配置と非生産的な企業の消滅を促進する。どちらのアプローチが優れているかは、ショックの長さ等や日本と米国の状況の違いにもよる。

日米の医療政策：コロナによる日本の死者数や感染者数は米国に比べ、はるかに少なかったにもかかわらず、コロナ患者の受入れ等に困難が生じた。コロナ禍で、病院数が多いものの、1病院あたりの医療従事者が不足している、病院間で患者の状況に応じた適切な役割分担が行われていない等、コロナ前からの日本の医療制度の課題が顕在化した。また、外来・入院患者数が減少し、これに伴う医療機関の収入の減少については補填され、多くの医療機関が黒字化する結果となったが、財務諸表が公開されておらず、効果を分析できない等も課題である。

米国においては、入院サービスの利用者が減少傾向にあるが、これは、病院に来ることのリスク認識や、遠隔診療等テクノロジーを駆使した医療への動きが進展していることを表している。

第3セッション

政府の介入と情報効果、財政・金融政策

第3セッションでは、政府の介入と情報効果、財政・金融政策等について議論が行われた。

政府の介入と情報効果：日米双方で、感染予防に向けて人々の行動を変化させるためには、政府が直接的に介入するよりも、正確でタイムリーな情報を提供する

方が有効であったことが示された。多くの人々は自発的に感染リスクに対して慎重になっていたためである。この手法を生かすためには、政府や様々な機関に対する信頼が不可欠である。

国際金融システムの課題：国際金融面では、多くの途上国が緊急に大規模な財政措置をとらざるを得なかったことが将来的なリスクになっている。国際金融セーフティネットの強化（IMFの与信能力の拡大、中央銀行のスワップライン等）、米国債市場の改革、公的債務の再編メカニズムなど、国際金融システムのレジリエンスを向上させるための抜本的な改革が必要とされている。

企業への大規模な資金繰り支援による問題：銀行は健全であるように見えるが、政府による企業への資金繰り支援により、新たな「ゾンビ企業」（業績が悪化していた企業が生き残ること）が生まれている可能性もある。

レッドラインを超えた財政金融政策：世界中の中央銀行は、コロナによる影響を緩和するために非常に積極的に行動してきたが、大規模すぎる資金購入やインフレ重視からの転換など、かつてはレッドラインと認識された一線を超えた行動をとっている。インフレ率が上昇している現在、物価の安定といった本来の中央銀行の目的に注力すべきである。また、各国の政府債務残高は急増している。財政への過度な依存は金融政策によって支えられており、中央銀行は大幅な金利上昇のリスクに直面している。

おわりに

本ラウンドテーブルのまとめのセッションでは、上記のセッション全てを通じて、コロナ禍のようなショックに対して、何が経済をよりレジリエント（強靱）にするのか、そのための政策は何かということが問われており、今後も問いつけるべき大きな課題であるとされた。一方で、今般のコロナでの課題や対応策が、一般化できるわけではないことも念頭に置かなければならない。一般化できないことを含め、本ラウンドテーブルで議論された内容は、ショックへの対応として意識しておかなければならない重要な教訓である、とされた。

2022年度には、今回の会議で提起された論点に対し、さらに議論が深められる予定である。

道家 寛之（どうけ ひろゆき）

最近のESRI研究成果より

ESRI 国際コンファレンス
2021「イノベーション、生産性向上
に向けた企業投資」

経済社会総合研究所 総務部総務課

福井 瑠璃子

内閣府経済社会総合研究所では、2001年以降、米国NBER（National Bureau of Economic Research）の協力を受ける形で「ESRI国際コンファレンス」（以下、コンファレンス）を開催している。昨年度は新型コロナウイルスの感染拡大の影響により開催は中止となったが、今年度はオンライン形式で開催された。オンライン開催により会場の制約による人数制限が緩和されたことから、多くの一般からの参加を得ることができた。ESRI国際コンファレンス2021では、基調講演と4つのセッションが設けられ、国内外の著名なエコノミストによる活発な議論が行われた。本稿では、その概要について紹介したい。

(1) 基調講演

○ Jared Bernstein 米国大統領経済諮問委員会委員

- ・バイデン大統領はトリクルダウン政策はうまくいかないと考えている。2017年の大規模な法人税減税で利益は増加したが、投資や賃金に明確な正の効果は見られなかった。
- ・重要なことは、インフラ投資を拡大し民間投資を喚起する政策や、生産力の拡大とインフレ圧力を抑える政策。人的資本へ投資を促し、生産性と労働者の交渉力を高め、利益の配分と消費の拡大、投資との好循環を実現する政策である。
- ・政策の第1の柱は、税制改正を通じて非生産的な税裁定取引のインセンティブをなくすこと。所得の種類による負担格差を是正し、税の抜け穴を塞ぎ、高生産性分野へ人的・物的投資を促す。第2に、独占・寡占利益を抑制し、競争メリットを生かすこと。市場の集中は革新的な投資に貢献するとの考えもあるが、参入障壁による過剰なレント（超過利潤）はむしろ逆に働き、それへの課税は投資拡大へ

のインセンティブにならない。第3に、労働者、特に長く差別的扱いを受けてきた人に対し、投資しやすい環境を確保し、生産性向上とイノベーションにつなげること。第4に、労働者が生産性に応じた報酬を得られるようにすること。需給がひっ迫した労働市場、高い最低賃金、公正な労働基準、強力な労働組合など賃金を引き上げる政策を実行し、生産性上昇と見合う賃金の上昇、所得分配率の回復につなげること。最後の柱は、気候変動目標を設定し、関連する投資とイノベーションにインセンティブを与えていくこと。政府と市場はもはや敵対的ではない。米国政府は明確なメッセージを出すために、法案を提出し、長期的なコミットメントを発信しようとしている。

(2) セッション1：『デジタル経済が起こすイノベーション、R&Dの加速を促す政策』

○（発表者）John van Reenen ロンドン大学教授

- ・生産性向上には、新技術の開発・普及か、資源配分の見直しが必要。
 - ・イノベーション促進政策は、研究開発の税制優遇・補助金、海外研究者の移住促進が有効。女性、低所得者層のイノベーター輩出率が低く、教育政策も効果を持つ。貿易自由化などでの競争促進も有効。
 - ・技術の普及には生産性を高めるマネジメントの質の改善が有効。資源配分の視点では低生産性企業の退出も重要。
- （討論者）鈴木通雄 内閣府経済社会総合研究所主任研究官
- ・低生産性企業から高生産性企業へ生産要素の再配分には同一産業内の生産性成長率上昇の効果があり、実証分析でも確認。一方、異産業間の生産要素の移動は生産性上昇に寄与しないとの研究報告もある。
 - ・生産要素移動の障壁は高いが、産業間の生産性の伸び率にばらつきがあり、効率的な生産要素移動を促すことが出来れば、マクロレベルの集計生産性成長率上昇につながる可能性がある。

(3) セッション2：『投資と生産性：無形資本のリターンとレント』

○（発表者）Janice Eberly ノースウェスタン大学教授

- ・1990年代半ば以降米国では設備投資に弱さが見られる一方、資本利益率は上昇もしくは安定。背景に

は市場の集中、一部企業の市場支配力の高まり、先行者と後発者の生産性格差の拡大などがある。

- ・マーケットリーダーの投資余力と実際の投資のギャップの多くを無形資本が占め、ハイテクやヘルスケア分野の先行企業で特に顕著。無形資本は競合が生じにくく、スケールメリットを生かした高い労働生産性や差別化と参入障壁などの排他性による高いマージンを通じ、先行企業の市場支配力を強めるなど市場構造の変化を加速させる可能性がある。無形資本は測定が難しいだけでなく、市場構造に影響する性質を持つことを認識すべき。

○（討論者）塩路悦朗 一橋大学教授

- ・無形資産が市場支配力の源泉なら理論的には企業の無形資産投資は厚生上過剰になりうるが、政府は投資を抑制すべきか。

〈報告者からの回答〉

- ・無形資産には異質性があり、参入障壁をつくるものもあれば、研究開発のように効率性を高めるものもある。プラットフォーム技術は規模の経済から効率性を高める一方、参入障壁を高める面もあり、競争政策の観点から政府の取組を考える必要。

(4) セッション3：『日本企業の有形・無形資産への投資行動と成長のダイナミクス』

○（発表者）宮川大介 一橋大学准教授、細野 薫 学習院大学教授、及川浩希 早稲田大学教授、滝澤美帆 学習院大学教授、上田晃三 早稲田大学教授

- ・日本企業のビジネスダイナミクスは、米国と大きく異なる。日本の特徴として、企業集中度は低下し、マークアップ率は横ばい。企業の新陳代謝の低さが日本の低成長の原因。
- ・我々の構築モデルによると、中小企業向け補助金などの強化により、本来退出すべき企業が存続、イノベーション活動が早期に停止する。

○（討論者）Steven Kaplan シカゴ大学教授

- ・アメリカの寡占は横ばいの期間もあるが増加傾向にあり、ベンチャーキャピタルは資金を投入、ビジネスダイナミクスも見られ、撤退率も上昇。ベンチャー投資家の平均リターンも4倍。パンデミックで起業も増加。
- ・DX、AI、暗号資産分野などは、今後寡占集中の増加が想定される一方で波及効果もあると考えられ、今後ビジネスダイナミクスは規制や助成金などが悪

影響を及ぼす可能性を除き、アメリカや日本で高まっていくのではないか。

(5) セッション4：『新規参入企業と既存企業の市場における関係が投資に及ぼす影響』

○（発表者）Raghuram Rajan シカゴ大学教授

- ・大規模なデジタルプラットフォームに近接し過ぎる、ベンチャーキャピタルが投資を避ける分野（Kill Zone）は存在。
- ・プラットフォームの大規模な買収発表が関連企業の投資判断に与える影響をデータで確認すると、買収された企業の周辺で投資が減少。
- ・買収目的の投資が促進されるかを理論的に検証した結果、デジタルプラットフォーム分野は、有力な既存企業が存在しネットワーク外部性を有し、乗り換え費用がかかる状況が想定される。買収合併の審査にかかる時間が短く、買収が容易だと新しいプラットフォームの参入利益を押し下げることが示唆。既存企業の明らかな反競争的行為がなくても、Kill Zoneは理論上存在しうることが示された。
- ・規制当局はプラットフォーム間の相互運用性の確保などで乗り換え費用を引き下げ、市場競争を促進し、効率性を確保できる。

○（討論者）大橋 弘 東京大学教授

- ・競争に関連する課題は、プライバシー侵害、医者サイトへの誘導、潜在的な新規参入者の非競争的な排除などがあげられる。Kill Zoneは大手企業の競争相手となりうる新興企業が反競争的に排除された結果。
- ・政策的な対応として、プラットフォーム参入企業間で相互運用性の重要性が提案されたが、「標準化」に失敗した例もある。

むすび

本コンファレンスでは一部発表者が事前録画による参加となり、質疑が十分にできなかったところもある一方、時間的に都合がつかない人の発表も可能となり、国内外から多くの方々にご参加いただくことができた。今回は、コロナにより初のオンライン開催となったが、コロナの状況に関わらず、オンライン開催のメリットをうまく活かしながらより闊達な議論ができる方法を考えていく必要がある。

福井 瑠璃子（ふくいりりこ）

ESRI統計より：国民経済計算

2020年度(令和2年度)国民
経済計算年次推計(ストック
編)の要点

経済社会総合研究所 国民経済計算部 企画調査課
併任 国民資産課
併任 国民生産課
須永 泰典

はじめに

本稿では2022年1月24日に公表された「2020年度(令和2年度)国民経済計算年次推計(ストック編)」のポイントについて、期末貸借対照表(図表1¹⁾)を用いて、一国全体および主な制度部門(家計、非金融法人企業、金融機関、一般政府)の資産、負債および正味資産(=資産-負債)の動向をみていく。

1. 国富(一国全体の正味資産)の動向

一国全体の2020年末における総資産は過去最高の1京1,892兆円(前年末差+530兆円、同比+4.7%)となった。負債も過去最高の8,223兆円(同差+541兆円、同比+7.0%)となり、正味資産(国富)は3,668兆円(同差-11兆円、同比-0.3%)となった。2020年末では対外純資産(=金融資産-負債)の変動が小さかった(前年末差-0兆円、同比-0.1%)。そのため、金融資産の増分と負債の増分が互いに相殺された恰好となり、非金融資産の減少分がほぼそのまま国富の減少分となって表れた。同資産の減少は固定資産(主に住宅と機械・設備(輸送用機械))の減少が要因であり、これは新型コロナウイルス感染症拡大の影響

による総固定資本形成の減少および資本財価格の下落に起因する。

2. 主な制度部門別正味資産の動向

(1) 家計(個人企業を含む)

同年末における家計の資産は3,073兆円(前年末差+40兆円、同比+1.3%)、負債は360兆円(同差+8兆円、同比+2.3%)となり、正味資産は2,713兆円(同差+32兆円、同比+1.2%)と過去最高となった。資産のうち、金融資産が前年末差+46兆円となり、正味資産の押上げに寄与した。これは、新型コロナウイルス感染症拡大の影響による外出自粛等に伴う消費控えや特別定額給付金の給付が相まって現金・預金が増加したことが主な要因である。

一方、負債は、2013年以降増加基調で推移している。ここ数年は、特に住宅貸付(住宅ローン)の増加の影響が大きくなっている(図表2)。

(2) 非金融法人企業

非金融法人企業の資産は2,524兆円(前年末差+30兆円、同比+1.2%)、負債は1,946兆円(同差+58兆円、同比+3.1%)となり、正味資産は577兆円(同差-28兆円、同比-4.7%)となった。非金融法人企業においては、負債の増加が正味資産を押下げており、特に民間非金融法人企業において、コロナ禍での資金繰りのための借入が増加(前年末差+43兆円)したことが主な要因と考えられる。

(3) 金融機関

金融機関の資産は4,669兆円(前年末差+406兆円、同比+9.5%)、負債は4,474兆円(同差+398兆円、同比+9.8%)となり、正味資産は195兆円(同差+8兆円、同比+4.3%)と過去最高となった。資産のうち、金融資産・負債側双方で特に現金・預金(前年末差:資産+108兆円、負債+239兆円)および貸出・借入

図表1 期末貸借対照表

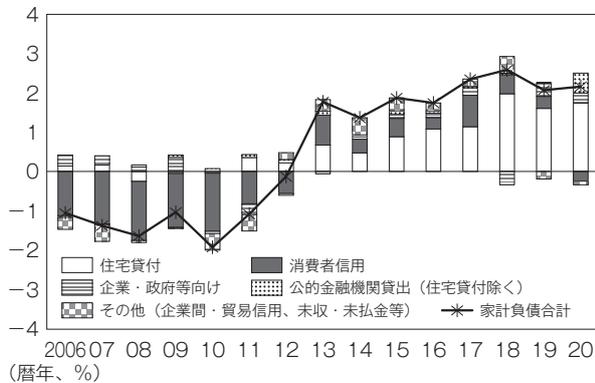
		2020年末						
上段:実額(兆円) 下段左:前年末差(兆円)、右:同比		一国全体	家計	非金融法人	金融機関	一般政府	NPISH	
資産	11,892 +530 (+4.7%)	3,073 +40 (+1.3%)	2,524 +30 (+1.2%)	4,669 +406 (+9.5%)	1,483 +50 (+3.5%)	144 +5 (+3.3%)		
非金融資産	3,309 -11 (-0.3%)	1,138 -6 (-0.5%)	1,277 -4 (-0.3%)	31 -1 (-1.7%)	783 -0 (-0.1%)	80 -0 (-0.0%)		
金融資産	8,583 +541 (+6.7%)	1,935 +46 (+2.4%)	1,247 +33 (+2.7%)	4,638 +407 (+9.6%)	700 +50 (+7.7%)	63 +5 (+7.7%)		
負債	8,223 +541 (+7.0%)	360 +8 (+2.3%)	1,946 +58 (+3.1%)	4,474 +398 (+9.8%)	1,411 +76 (+5.7%)	32 +1 (+2.9%)		
対外純資産	+359 -0 (-0.1%)	+1,575 +38 (+2.5%)	-700 -25 (-3.7%)	+164 +9 (+5.6%)	-711 -25 (-3.7%)	+32 +4 (+13.0%)		
正味資産	(国富) 3,668 -11 (-0.3%)	2,713 +32 (+1.2%)	577 -28 (-4.7%)	195 +8 (+4.3%)	72 -26 (-26.5%)	112 +4 (+3.4%)		

(出典) 内閣府経済社会総合研究所「2020年度(令和2年度)国民経済計算年次推計(ストック編)」II.制度部門別勘定の各種計数表より筆者作成。

1 図表1中の「NPISH」とは「対家計民間非営利団体(Non-Profit Institutions Saving Households)」の略である。

(同差：資産+137兆円、負債：+96兆円)が増加した。金融機関の貸付額の動向については本稿末のコラムも参照されたい。

図表2 家計負債増減率に対する構成項目の寄与度



(4) 一般政府(中央政府、地方政府、社会保障基金)

一般政府の資産は1,483兆円(前年末差+50兆円、同比+3.5%)、負債は1,411兆円(同差+76兆円、同比+5.7%)となり、正味資産は72兆円(同差-26兆円、同比-26.5%)となった。正味資産の動きは、ほぼ金融資産・負債の動きにより、具体的には、負債側では、新型コロナウイルス感染症拡大に対する各種支援策を含む補正予算の執行に向けた債務証券(国庫短期証券)での資金調達により前年末差+76兆円と大幅に増加した一方、金融資産側でもこうした資金調達により現金・預金(政府預金)が大きく増加するなど前年末差+50兆円となった。

須永 泰典(すなが やすのり)

コラム：金融機関の貸付額・ノンパフォーミング貸付²

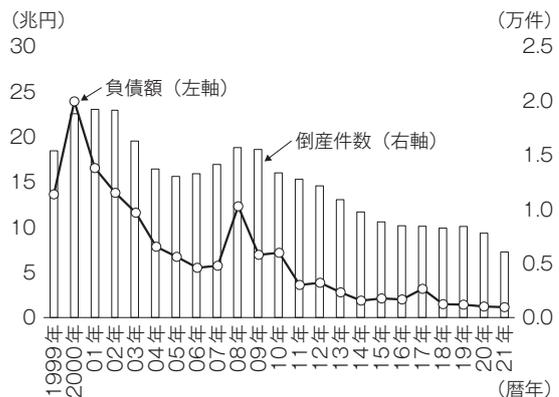
ここではコロナ禍における金融機関の貸付状況について、参考表として公表しているノン・パフォーミング貸付(以下、「NPL(: Non-Performing Loans)」と呼ぶ。)の動向を含めて付言する。まず、企業の負債額や倒産件数を見ると、図表3のとおり、2000年代初頭の不良債権問題が激しい状況下や、2008年のリーマンショックに起因する不況下では急増したが、足元のコロナ禍においては、むしろ減少傾向にある。

図表4は民間・公的金融機関の貸付額等の推移を示している。2000年代初頭はいわゆるクレジット・クラッシュ(信用収縮)が過度に起きていた状況下であり、貸付額が減少の中で、その内訳であるNPL額が大幅増となった。リーマン不況下(2008年度)では、金融機関は貸付額による支援措置を拡充させた形で

あり、貸付額が増加の中、NPL額はほぼ横ばいとなった。一方で、今般のコロナ禍では、民間・公的に2019年度から2020年度にかけて貸付額が増加する中、NPL額も増加している点が特徴的である。NPL額増加の要因は、資金繰りが難しくなった事業者に対して、貸付金の返済猶予や条件緩和措置がとられたためと考えられる。

コロナ禍での消費縮小やそれに伴う企業の経済活動の縮小はあったものの、政府による各種給付措置に加え、公民の金融機関を介した広範な資金繰り支援措置がとられたこともあって、企業の負債額や倒産件数が抑えられたと考えられる。

図表3 企業の負債額および倒産件数の推移



図表4 ノン・パフォーミング貸付額等の推移

(兆円)	貸付額		パフォーミング貸付		ノン・パフォーミング貸付	
	民間	公的	民間	公的	民間	公的
2000年度	684.8	187.0	640.1	182.4	44.6	4.6
01年度	674.9	181.6	619.9	176.1	55.1	5.5
02年度	641.8	171.0	594.1	165.1	47.7	5.9
03年度	613.3	160.6	575.9	153.2	37.5	7.4
04年度	595.0	152.4	567.9	144.5	27.1	7.9
05年度	600.3	143.4	578.9	136.7	21.4	6.7
06年度	600.5	132.6	581.3	126.1	19.2	6.5
07年度	613.1	148.9	594.6	142.5	18.5	6.4
08年度	646.6	142.9	627.9	136.9	18.7	6.0
09年度	626.7	143.4	608.4	137.1	18.3	6.3
10年度	627.0	139.6	608.8	134.2	18.1	5.4
11年度	632.9	138.5	614.4	132.7	18.5	5.7
12年度	652.9	138.3	634.4	132.6	18.5	5.7
13年度	676.0	136.3	659.4	131.0	16.5	5.2
14年度	698.1	134.5	683.1	129.6	15.0	4.8
15年度	709.0	130.7	695.3	126.3	13.7	4.5
16年度	730.9	131.2	718.1	127.0	12.7	4.1
17年度	745.7	131.8	734.3	127.9	11.4	3.9
18年度	763.7	130.0	752.7	126.2	11.0	3.8
19年度	794.1	127.7	783.0	124.1	11.1	3.6
20年度	817.3	144.4	804.9	140.0	12.3	4.4
前年度比(20/19)	2.9%	13.0%	2.8%	12.8%	10.8%	20.1%

(出典) 内閣府経済社会総合研究所「2020年度(令和2年度)国民経済計算年次推計(ストック編)」IV.参考表2「金融機関のノン・パフォーミング貸付」より筆者作成。

2 「金融機関のノン・パフォーミング貸付」は参考表として公表しており、国民経済計算の本体系とは対象とする金融機関の範囲や使用する資料が異なることに留意。詳細は、内閣府経済社会総合研究所国民経済計算HP「用語解説」(p.34)や同「推計手法解説書」(p.176-p.177)を参照。

4月～6月の統計公表予定

4月 7日 (木)	景気動向指数速報 (2月分)
4月 8日 (金)	消費動向調査 (3月分)
4月 8日 (金)	景気ウォッチャー調査 (3月調査)
4月13日 (水)	機械受注統計調査 (2月分)
4月25日 (月)	景気動向指数改訂状況 (2月分)
4月末	地方公共団体消費状況等調査 (2021年12月末時点結果)
5月 2日 (月)	消費動向調査 (4月分)
5月11日 (水)	景気動向指数速報 (3月分)
5月12日 (木)	景気ウォッチャー調査 (4月調査)
5月18日 (水)	四半期別GDP速報 (2022年1-3月期 (1次速報))
5月19日 (木)	機械受注統計調査 (3月分)
5月25日 (水)	景気動向指数改訂状況 (3月分)
5月31日 (火)	消費動向調査 (5月分)
6月 7日 (火)	景気動向指数速報 (4月分)
6月 8日 (水)	四半期別GDP速報 (2022年1-3月期 (2次速報))
6月 8日 (水)	景気ウォッチャー調査 (5月調査)
6月13日 (月)	法人企業景気予測調査 (4-6月期)
6月15日 (水)	機械受注統計調査 (4月分)
6月29日 (水)	消費動向調査 (6月分)

経済社会総合研究所の研究成果等公表実績 (令和4年1月～3月)

【3月】

- ・ ESRI Discussion Paper No.367
「The Formation of Inflation Expectations: Micro-data Evidence from Japan」
菊池 淳一、中園 善行
- ・ New ESRI Working Paper No.62
「縦断データによる訪日外国人旅行者の消費金額・支出項目に影響する要因の分析」
矢部 直人、栗原 剛、永井 克郎、山地 秀幸、新藤 宏聡
- ・ ESRI Research Note No.63
「介護の質の変化を反映した価格の把握手法に関する論点～諸外国における介護の質評価の現状と有識者ヒアリングの結果～」
西崎 寿美
- ・ ESRI Research Note No.62
「GDP 統計による三面不等価の経済変動分析」
井野 靖久

Economic & Social Research (ESR) について

Economic & Social Research (ESR) は、内閣府経済財政政策担当部局の施策、経済社会総合研究所の研究成果等に関する情報提供を行う小冊子です。本誌のうち、「研究レポート」につきましては、広く投稿を受け付けております。詳細は投稿要綱 (<https://www.esri.cao.go.jp/jp/esri/esr/kenkyu-report/contribution.html>) をご覧ください。

なお、本誌の掲載論文等は、すべて個人の責任で執筆されており、内閣府や経済社会総合研究所の公式見解を示すものではありません。執筆者の肩書きは執筆時のものです。

内閣府経済社会総合研究所
〒100-8914 東京都千代田区永田町1-6-1
内閣府経済社会総合研究所総務部総務課
TEL 03-6257-1603
ホームページ <https://www.esri.cao.go.jp/>